

平成23年3月23日

経済産業省

原子力安全・保安院

## 東北地方太平洋沖地震被害情報 (第26報) (3月23日08時30分)

原子力安全・保安院から、3月11日(金)14時46分頃、三陸沖で発生した地震による原子力施設への影響についてお知らせします。

詳細は、首相官邸HP「平成23年(2011年)福島第一・第二原子力発電所事故について(3月22日22時00分)」及び原子力安全・保安院HP「地震による原子力施設への影響について(3月22日18時00分)」、文部科学省HP「東北地方太平洋沖地震関連情報(都道府県別環境放射能水準調査)」等をご覧ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/jisin/20110311miyagi/index.html>

<http://www.nisa.meti.go.jp/>

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigai\\_johou/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigai_johou/index.htm)

●本件は、原子力安全・保安院HPに掲載されますので以下のアドレスをご覧ください

[http://www.nisa.meti.go.jp/itiran/new\\_tsuruga\\_index.html](http://www.nisa.meti.go.jp/itiran/new_tsuruga_index.html)

●国からの本件お知らせは、土日も平日と同様、県等に対し行います

(県等からの配信については、各地元の状況に応じて、翌月曜日にまとめて配信していただいても構いません)

●各地の環境放射線モニタリングデータを経済産業省で公表しています、ご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/monitor.html>

●東北地方太平洋沖地震関連情報を厚生労働省のHPに掲載してます、ご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014ih5.html>

「福島県産及び茨城県産食品から食品衛生法上の暫定規制値を超過した放射能が検出された件について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015iif.html>

◎地震による原子力施設への影響について(3月23日(水)07時30分現在)

●茨城県東海村周辺の原子力施設におけるモニタリングポストの値について

・3月15日07:13以降、順次、それぞれの原子力施設敷地周辺に設置したモニタリングポストにおいて、原子力災害対策特別措置法第10条に基づき主務大臣等に通報を行う基準である $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の値(約 $5.14\mu\text{Sv/h}$ 、約 $5.0\mu\text{Sv/h}$ )を計測しました。

(1) 独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所

○場所：茨城県那珂郡東海村松4番地33

○想定される原因：福島第一原子力発電所の事故に起因

○モニタリングポストの指示値： $0.04\mu\text{Sv/h}$ (通常値)

1.  $80\mu\text{Sv/h}$ (3月21日12:00) →  $1.80\mu\text{Sv/h}$ (3月22日12:00)

(2) 独立行政法人日本原子力研究開発機構原子科学研究所

○場所：茨城県那珂郡東海村白方白根 2-4

○想定される原因：福島第一原子力発電所の事故に起因

○モニタリングポストの指示値：0.04  $\mu\text{Sv/h}$  (通常値)

2.81  $\mu\text{Sv/h}$  (3月21日 12:00) → 2.75  $\mu\text{Sv/h}$  (3月22日 12:00)

### ●放射性物質の漏えいに関する情報

【3月22日 22:00】 (22日 12:00) 福島県内

福島市：【6.65】 (6.51)  $\mu\text{Sv/h}$ 、郡山市：【1.72】 (1.77)  $\mu\text{Sv/h}$ 、

白河市：【1.40】 (1.50)  $\mu\text{Sv/h}$ 、会津若松市：【0.49】 (0.51)  $\mu\text{Sv/h}$ 、

南会津町：【0.09】 (0.09)  $\mu\text{Sv/h}$ 、南相馬市：【1.73】 (1.81)  $\mu\text{Sv/h}$ 、

いわき市：【2.00】 (1.88)  $\mu\text{Sv/h}$ 、田村市：【0.83】 (0.66)  $\mu\text{Sv/h}$

- ・厚生労働省が、暫定基準値を上回る食品については、食用に供されることのないようにするため、流通させないよう全国の自治体へ通知 (17日)
- ・茨城県のほうれん草と福島県の牛乳(原乳)の一部で食品衛生法の暫定基準値を上回る(約7倍)放射線量(ヨウ素131、セシウム)を検出(官房長官発言) (19日 16:15頃)
- ・栃木県(ヨウ素 2,000Bq/kg)及び群馬県(セシウム 55Bq/kg)のかき菜の一部でも検出 (21日)
- ・厚生労働省が、福島県、茨城県、栃木県、群馬県に対し、当分の間出荷を控えるよう指示 (21日)

「暫定基準値」は、国際放射線防護委員会の勧告に基づき設定したもので、当該物を一生飲食し続けることを前提として人体に影響を及ぼすおそれのある値であり、直ちに健康に影響を及ぼす値ではありません。

<牛乳・乳製品> ヨウ素：300Bq/kg、セシウム：200Bq/kg

<野菜類(根菜、芋類を除く)> ヨウ素：2,000Bq/kg、セシウム 500Bq/kg

(参考) 国際放射線防護委員会 (International Commission on Radiological Protection: ICRP) は、専門家の立場から放射線防護に関する勧告を行う国際学術組織。ICRPが出す勧告は世界各国の放射線障害防止に関する法令の基礎にされている。

- ・福島県飯舘村(福島第一原発から約30km付近)の簡易水道水から規制値(ヨウ素の摂取制限の規制値は300Bq/kg)の3倍を超える965Bq/kgの放射性ヨウ素を検出(21日厚生労働省発表)(一時的な飲用であれば直ちに健康には影響しません。)
- ・福島第一原発近くの海水から水中濃度限度を超える放射性物質を検出(ヨウ素：約127倍、セシウム約25倍) (22日 10:20)

<日常生活と放射線>

- ・宇宙等自然からの放射線により、通常生活で被ばくする量 2, 400  $\mu\text{Sv}/\text{年}$
- ・胃のX線検診 600  $\mu\text{Sv}/\text{回}$
- ・胸のコンピュータ断層撮影検査 (CTスキャン) 6, 900  $\mu\text{Sv}/\text{回}$  (=6.9mSv/回)

●福島第一・第二原子力発電所事故について、原子力安全・保安院が INES (国際原子力事象評価尺度)の暫定評価結果を発表 (18日 17:50)

- ・福島第一原発 1、2、3号機 : 評価レベル5 (広範囲な影響を伴う事故)
- ・福島第一原発 4号機 : 評価レベル3 (重大な異常事象)
- ・福島第二原発 1、2、4号機 : 評価レベル3 (重大な異常事象)

<参考> INES (国際原子力事象評価尺度)

国際原子力機関 (IAEA) 等が、原子力発電所等の個々のトラブルについて、安全上どの程度のものかを簡明に表現できる指標として策定。0~7までの8段階に分類。

評価レベル7 : 深刻な事故 (チェルノブイリ原発事故 (旧ソ連) 1986年)

評価レベル6 : 大事故

評価レベル5 : 広範囲な影響を伴う事故 (スリーマイル島原発事故 (米国) 1979年)

評価レベル4 : 局所的な影響を伴う事故 (JCO ウラン加工工場臨界事故 (日本) 1999年)

評価レベル3 : 重大な異常事象 (旧動燃炉炉心溶融処理施設火災爆発 (日本) 1997年)

評価レベル2 : 異常事象 (美浜原発2号機蒸気発生器伝熱管損傷 (日本) 1991年)

評価レベル1 : 逸脱 (高速増殖炉もんじゅ二次系トリウム漏えい (日本) 1995年)

評価レベル0 : 安全上重要でない事象

●東京電力(株)福島第一原子力発電所 (福島県双葉郡大熊町及び双葉町)

(1) 運転状況

1号機 (46kW)、2号機 (78万4kW)、3号機 (78万4kW) (自動停止)

4号機 (78万4kW)、5号機 (78万4kW)、6号機 (110kW) (定検により停止中)

(5, 6号機に関し、注水機能確保、冷却系統復旧 (12日 07:51))

(2) モニタリングの状況

モニタリングカー及びモニタリングポストにより、周辺監視区域境界近傍の放射性物質測定を行ったところ、以下を確認。

・西門 (MP5付近) : 380. 0  $\mu\text{Sv}/\text{h}$  (21日 22:00)

・事務本館北 (2号機より北西約0.5km) : 2, 015  $\mu\text{Sv}/\text{h}$  (21日 16:30)

・正門 (MP6付近) : 239. 3  $\mu\text{Sv}/\text{h}$  (22日 22:00) (256. 5  $\mu\text{Sv}/\text{h}$  (22日 11:30))

(3) 主なプラントパラメーター (22日 17:00)

	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機
原子炉圧力* <sup>1</sup> [MPa]	0.317(A) 0.270(B)	0.072(A) 0.069(B)	0.000(C) 0.137(A)	—	0.108	0.109
原子炉格納容器圧力 (D/W) * <sup>3</sup> [kPa]	180	110	100	—	—	—
原子炉水位* <sup>2</sup> [mm]	-1800(A) -1750 (B)	-1300(A) 不明 (B)	-1575(A) -2350(B)	—	2059	1926
原子炉格納容器内 S/C* <sup>4</sup> 水温 [°C]	—	—	—	—	—	—
原子炉格納容器内 S/C 圧力 [kPa]	160	D/S	D/S	—	—	—
使用済燃料プール 水温度 [°C]	—	50	—	不明* <sup>3</sup>	33.5	27.5
備考	3/22 15:30 現在の値	3/22 15:30 現在の値	3/22 10:35 現在の値		3/22 17:00 現在の値	3/22 17:00 現在の値

\* 1 : 絶対圧 (大気圧 (1 気圧) と比べた差)、\* 2 : 燃料頂部からの数値、

\* 3 : D/W : ドライウェル (原子炉格納容器の一部)

\* 4 : S/C : サプレッション・チェンバ (圧力抑制室) (原子炉格納容器の一部)

(4) 異常に関する報告

○原子力災害対策特別措置法第 10 条通報 (福島第一原子力発電所)

○同第 15 条通報 (福島第一原子力発電所 1、2、3号機) 【原子力緊急事態の発生】

- ・ 第一発電所共用使用済燃料プールは、ほぼ満水であることを確認 (18日 06:00)
- ・ 第一発電所共用乾式キャスク建屋 (使用済燃料を乾式の貯蔵容器に収め貯蔵) の外観点検を実施した結果、異常なし (18日 10:00)
- ・ 共用使用済燃料プールへ東京消防庁緊急消防援助隊の消防車による連続放水 (約130t) を実施 (21日 10:37~15:30)
- ・ 共用使用済燃料プールに注水 (21日 10:37~15:30)
- ・ 共用使用済燃料プールの水温、約61°C (21日 16:30) (約57°C (19日 09:00))

<1~6号外部電源の復旧作業中>

1号機 : 受電 (2号機より受電) を完了、機器の確認中 (21日 20:00)

2号機 : 受電を完了、機器の確認中 (21日 20:00)

3号機 : 受電を確認 (4号機より受電)、機器の確認中 (22日 10:35)

4号機 : 受電を完了、機器の確認中 (22日 10:35)

5、6号機 : すべて外部電源に切替完了 (22日 19:41)

### <福島第一原子力発電所1号機>

#### ○注水機能回復のための取り組み状況【冷やす機能】

- ・核燃料の一部が一時水面上に露出(12日10:04~18:30)
- ・消火系ラインを使用して、海水による原子炉への注水を開始(12日20:20)
- ・原子炉圧力容器へ海水注入中(22日18:00)(流量 $2\text{m}^3/\text{h}$ )

#### ○その他の異常、対応状況

- ・敷地境界で $500\mu\text{Sv/h}$ を超える値( $1015\mu\text{SV/h}$ )を計測(12日15:29)(※)
- ・直下型の大きな揺れが発生し、1号機と2号機の間で大きな爆発があり、白煙が発生(12日15:36頃)(※) $40\mu\text{SV/h}$ (13日03:08(爆発後)計測値は減少)
- ・1号機の原子炉格納容器は破損していないことを確認(12日20:41)
- ・原子炉圧力容器温度(給水ノズル温度: $386^\circ\text{C}$ 、圧力容器下部温度: $394^\circ\text{C}$ (22日15:30))

### <福島第一原子力発電所2号機>

#### ○注水機能回復のための取り組み状況【冷やす機能】

- ・原子炉隔離時冷却系(RCIC)(蒸気駆動)の機能が喪失の可能性あるため、東京電力は原子炉冷却機能喪失を判断。東京電力は、同時刻で原子力災害特別措置法第15条の規定に基づく特定事象(原子炉冷却材喪失)と判断(14日13:25)
- ・水位が燃料棒の頂部まで減少(14日17:16)
- ・圧力抑制室付近で異音が発生し、同室内の圧力が低下、同室で何らかの異常が発生(15日06:14)
- ・格納容器のサプレッションプールに欠損がある模様(官房長官発言)(15日06:42)
- ・経済産業大臣が、原子炉等規制法に基づき、4号機の消火及び再臨界の防止、2号機の原子炉内への早期注水及びドライウエルのベントの実施について指示(15日10:30)
- ・2号機ブローアウトパネル(原子炉建屋圧力抜き窓)から白煙が噴出(21日18:22)
- ・白煙はほとんど見えない程度に減少(22日07:11)
- ・原子炉圧力容器へ海水注入中(22日18:00)(流量 $12\text{m}^3/\text{h}$ )

#### ○その他の異常、対応状況

- ・東京電力は、2号機の燃料溶融(炉心損傷)評価を実施し「5%以下」と判断。(14日22:14)
- ・使用済燃料プールに海水注入(20日15:00~17:20(40t)、22日16:07~17:01(18t))
- ・原子炉圧力容器温度(給水ノズル温度: $100^\circ\text{C}$ 、圧力容器下部温度: $105^\circ\text{C}$ (22日15:30))

### <福島第一原子力発電所3号機>

#### ○注水機能回復のための取り組み状況【冷やす機能】

- ・3号機に関し、水位が燃料棒の頂部まで減少(13日04:15)
- ・3号機の高圧注水系が自動停止したため、他システムによる冷却水の注入を試みたが入力できず、原子炉への注水機能を喪失(非常用炉心冷却装置注水不能)(13日05:10)(原災法15条報告事象、05:38通報)  
(※高圧注入系が停止したため、原子炉隔離時冷却系による注水を実施するも起動せず。)
- ・ドライウエル圧力が $460\text{KPa}$ (設計上の最高使用圧力 $427\text{KPa}$ )まで上昇(13日06:10)

- ・ 3号機に関し、燃料溶融（炉心損傷）を予想（13日07:30）
- ・ 発電所正門付近で $20\mu\text{SV}/\text{h}$ （14日11:44（爆発後））を測定（官房長官発言）
- ・ 原子炉格納容器は健全（官房長官発言）
- ・ 陸上自衛隊の大型輸送ヘリ（CH47J）で3号機への海水投下（4回）を実施（17日9:48）
- ・ 警察の放水車による放水実施（17日19:05～19:22）
- ・ 自衛隊の消防車により放水（7回）を実施（18日14:00頃～14:38）
- ・ 米軍高圧放水車による放水（1回）を実施（18日14:42～14:45）
- ・ 東京消防庁ハイパーレスキュー隊が放水作業を実施（19日14:10～20日03:40）
- ・ 3号機に関し、炉内の温度が三百数十度になっており、炉圧が高くなっている（通常運転中は $280\sim 290^{\circ}\text{C}$ ）（20日08:00）
- ・ 3号機の原子炉格納容器の圧力上昇（ $210\text{kPa}$ （19日18:30）→ $340\text{kPa}$ （20日07:30））
- ・ 3号機の原子炉格納容器の圧力 $160\text{kPa}$ （21日10:30）
- ・ 3号機からやや灰色がかかった煙が噴出（21日15:55）
- ・ 灰色がかかった煙は白みがかかった煙に変化し終息に向かっていると思われる（22日07:11）
- ・ 原子炉圧力容器へ海水注入中（22日18:00）（流量変動）

#### ○その他の異常、対応状況

- ・ 3号機原子炉建屋で大きな爆発があり、大量の煙が発生（14日11:01）
- ・ 東京電力によれば3号機の爆発は1号機で発生したものと同一事象（14日11:15）
- ・ 東京消防庁ハイパーレスキュー隊が3号機の使用済燃料プールに向け放水（20日21:39～21日03:58、22日15:10～15:59）
- ・ 3号機の中央制御室に通電（22日07:00頃）（報道情報）

#### <福島第一原子力発電所4号機>

- ・ 4号機に関し、音がして壁に穴が開いた。（15日06:14）
- ・ 原子炉建屋3階北西付近より火災が発生していることを確認し消防へ通報（09:38）
- ・ 東京電力から、原子炉建屋で再び火災が発生したとの連絡あり（16日05:45頃）
- ・ 経済産業大臣が、原子炉等規制法に基づき、4号機の消火及び再臨界の防止、2号機の原子炉内への早期注水及びドライウエルのベントの実施について指示（16日10:30）
- ・ 4号機原子炉建屋3階北西付近より火災が発生していることを確認（16日05:45）
- ・ 現在の原子炉へ注水は停止中（17日17:30）
- ・ 原子炉圧力容器内に燃料はない（18日06:30）
- ・ 自衛隊の消防車（10台）により使用済燃料プールに向け放水作業を実施（20日08:20～09:29、18:22～19:43）
- ・ 自衛隊の消防車（12台）及び米軍高圧放水車（1台）により放水を実施（21日06:37～08:41）
- ・ コンクリートポンプ車（ $50\text{t}/\text{h}$ ）による放水開始（放水時間3時間の予定）（22日17:17）

#### <福島第一原子力発電所5号機、6号機関係>

- ・ 6号機の非常用ディーゼル発電機（1台）は運転可能。これにより5、6号機に電力供給中。

MUWC(復水補給水系)を用いて、原子炉圧力容器及び使用済燃料プールへ注水をしている。

- ・ プール水温度は55℃ (18日11:19)
- ・ 5号機に関し、残留熱除去系(RHR)ポンプ(C)が運転を再開(19日05:00)
- ・ 6号機の非常用ディーゼル発電機が2台運用可能になり、5、6号機でディーゼル発電機による電源を確保(19日04:22)
- ・ 6号機に関し、使用済燃料プール冷却浄化系(FPC)ポンプを起動し、使用済燃料プールの冷却を開始(電源:6号機の非常用ディーゼル発電機)(19日05:00)
- ・ 5、6号機原子炉建屋屋根部に、水素ガス滞留防止の穴あけ完了(3箇所)(19日09:15)
- ・ 6号機の残留熱除去系(RHR)ポンプ(B)が復旧、使用済燃料プールの冷却を開始(19日22:14)
- ・ 原子炉冷温停止:5号機(20日14:30)、6号機(20日19:27)
- ・ 5号機使用済燃料プール温度(42.3℃(21日17:00)→33.5℃(22日17:00))
- ・ 6号機使用済燃料プール温度(36.5℃(21日17:00)→27.5℃(22日17:00))

●東京電力(株)福島第二原子力発電所(福島県双葉郡楡葉町及び富岡町)

(1) 運転状況

1号機(110万kW)、2号機(110万kW)、4号機(110万kW)(自動停止)

3号機(110万kW)(自動停止、12日12:15冷温停止)【「停める」、「冷やす」、「閉じこめる」観点からの問題は確認されていない】

(2) モニタリングポスト等の指示値 各MP: 約10~約20 $\mu$ Sv/h程度(22日21:00)

(3) 異常に関する報告

- 1号機にて原子力災害対策特別措置法第10条通報
- 1、2、4号機にて原子力災害対策特別措置法第15条通報  
(1号機(12日05:22)、2号機(12日05:32)、4号機(12日06:07)に関し、圧力抑制機能喪失)
- 1、2、4号機にて原子力災害対策特別措置法第15条の規定から外れ、復帰  
(1号機(14日10:15)、2号機(14日15:52)、3号機(15日07:15))

○火災の報告等なし。

○注水機能回復のための取り組み状況【冷やす機能の回復】

- ・ 1、2、3、4号機について外部電源確保(11日20:00)
- ・ 原子炉隔離時冷却系は停止中。1、2、3、4号機に関し、復水補給水系で原子炉内に注水中(12日03:00)
- ・ 1号機に関し、原子炉の平均水温が平均して100℃を下回ったことから、原災法15条第1項特定事象からの復帰を判断(14日10:15)
- ・ 1号機に関し、冷温停止(14日13:40)
- ・ 2号機に関し、冷温停止(14日14:20)
- ・ 2号機に関し、原子炉の平均水温が平均して100℃を下回ったことから、原災法15条第1項特定事象からの復帰を判断(14日15:52)
- ・ 4号機に関し、冷温停止を確認(15日07:15)

●政府原子力災害対策本部の活動状況（22日現在）

- ・福島県庁内に設置した現地対策本部において、松下経済産業副大臣（本部長）、保安院審議官（事務局長）、原子力保安検査官等、及び東京電力、福島県、放射線医学総合研究所等約80名が活動中
- ・現地対策本部から、福島第一原発（2名）、第二原発（2名）へ職員を派遣し、プラント状況や復旧状況を監視
- ・Jビレッジ（第一発電所の南約30km）に職員を派遣（4名）し、現場情報の収集、東京電力、自衛隊、消防庁等が行っている検討会議に参加し、助言等を実施
- ・東京電力本店に緊急災害対策本部を設置し（本部長：内閣総理大臣）活動中

●住民避難の状況

- ・3月12日 17:39 総理より、福島第二原子力発電所から10km圏内の住民は避難を指示
- ・3月12日 18:25 総理より、福島第一原子力発電所から半径20km圏内の住民は避難を指示
- ・3月15日 11:00 総理より、福島第一原子力発電所から半径20kmから30km圏内の住民は屋内待避を指示

●被ばくを避けるための主な注意点

- ① 国や自治体が提供している全国各地の環境放射線量観測データによく注意してください。
- ② マスクや帽子、フード付きの上着があれば着用し、なるべく肌の露出を減らすことが大切です。ハンカチ、マスク等（湿ったものがよりよい）で口や鼻を覆えば、ほとんどの放射性物質の吸い込みを防ぐことができます。
- ③ 屋外にいた場合、衣服や靴に放射性物質がつく可能性があります。雨に濡れないよう注意してください。外から戻ったら、身に着けていたものはポリ袋に入れてしっかり口を閉じてください。かなりの程度までは洗濯で洗い落とせます（心配なら廃棄してください）。髪や顔、手、体は、ぬれたタオルやウエットティッシュなどで拭き取るか、シャンプーやせっけんで洗ってください。
- ④ 換気扇や室内外の空気を入れ替えるエアコンなどは止め、ドアや窓はすべて閉めてください。食品にはふたやラップをしてください。
- ⑤ 放射性物質は、食品の摂取により体内に取り込まれます。福島原発事故に伴う放射線物質により汚染された食品は食べないようにしてください。



図：共同通信提供

◆放射線被ばくに関する情報については、放射線医学総合研究所 HP をご覧下さい。

<http://www.nirs.go.jp/index.shtml>



●被ばく医療に関する相談先

(1) 独立行政法人 放射線医学総合研究所

千葉県千葉市市毛区穴川4-9-1

<放射線被ばく等に関するお問い合わせ電話番号>

**090-5582-3521      080-2078-3307      090-4836-9386**

**090-7408-1074      080-2078-3308      090-8591-0735**

(TEL: 043-251-2111 (代))

(2) 広島大学 広島県広島市南区霞1-2-3

緊急被ばく医療推進センター TEL:082-257-5398、FAX:082-257-5403

高度救命救急センター TEL:082-257-5586、FAX:082-257-5587

(3) 財団法人原子力安全研究協会 放射線災害医療研究所

東京都港区新橋5-18-7、TEL:03-5470-1982

被ばく医療の基本知識についての掲載サイト

「緊急被ばく医療ポケットブック」(財団法人 原子力安全研究協会作成)

[http://www.remnet.jp/lecture/b05\\_01/index.html](http://www.remnet.jp/lecture/b05_01/index.html)

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院 原子力安全地域広報官: 森下 泰

電話: 0770-25-8944 (福井県敦賀原子力防災センター内)

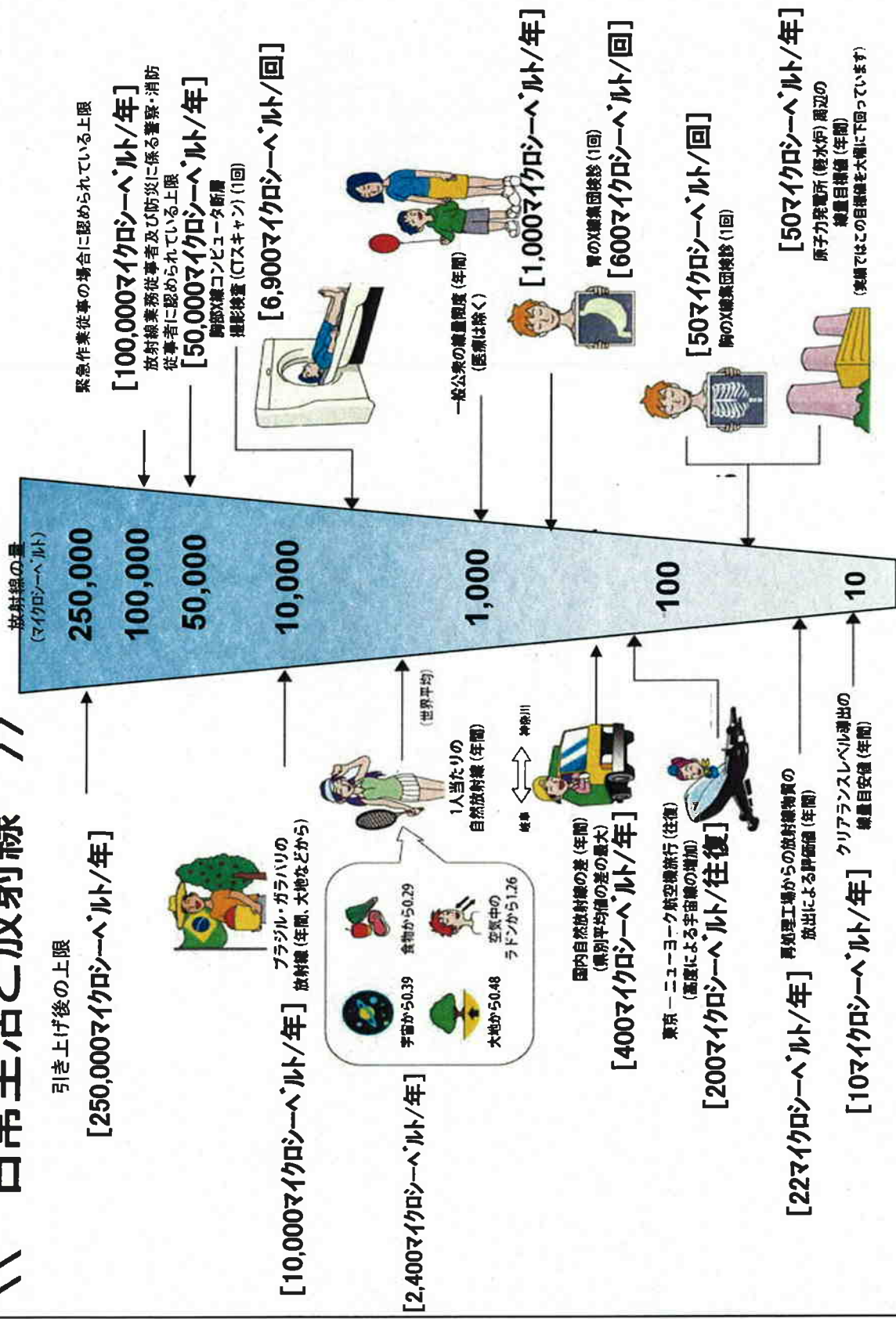
FAX: 0770-25-8945

( $\mu\text{Sv/h}$ (マイクログローベルト毎時))

都道府県名	3月22日										過去の平常値の範囲	
	0-1	1-2	2-3	3-4	4-5	5-6	6-7	7-8	8-9	9-10		
1 北海道(札幌市)	0.037	0.041	0.034	0.030	0.028	0.028	0.028	0.028	0.028	0.028	0.028	0.02~0.105
2 青森県(青森市)	0.022	0.022	0.022	0.022	0.022	0.022	0.022	0.022	0.022	0.022	0.022	0.017~0.102
3 岩手県(盛岡市)	0.035	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.036	0.014~0.084
4 宮城県(仙台市)												0.0176~0.0513
5 秋田県(秋田市)	0.036	0.036	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.036	0.022~0.086
6 山形県(山形市)	0.039	0.039	0.039	0.039	0.039	0.039	0.039	0.039	0.039	0.039	0.039	0.025~0.082
7 福島県(双葉郡)												0.037~0.071
8 茨城県(水戸市)	0.322	0.317	0.317	0.315	0.311	0.307	0.314	0.351	0.384	0.384	0.384	0.036~0.056
9 栃木県(宇都宮市)	0.152	0.150	0.148	0.146	0.145	0.142	0.141	0.141	0.144	0.144	0.144	0.030~0.067
10 群馬県(前橋市)	0.114	0.114	0.115	0.117	0.119	0.118	0.114	0.112	0.112	0.112	0.112	0.017~0.045
11 埼玉県(さいたま市)	0.128	0.122	0.119	0.120	0.118	0.116	0.116	0.116	0.116	0.116	0.113	0.031~0.060
12 千葉県(市原市)	0.092	0.090	0.088	0.087	0.088	0.088	0.090	0.090	0.088	0.088	0.085	0.022~0.044
13 東京都(新宿区)	0.142	0.137	0.134	0.133	0.133	0.133	0.131	0.129	0.128	0.128	0.128	0.028~0.079
14 神奈川県(茅ヶ崎市)	0.113	0.113	0.108	0.106	0.106	0.107	0.109	0.107	0.105	0.105	0.105	0.035~0.069
15 新潟県(新潟市)	0.046	0.046	0.046	0.046	0.047	0.047	0.047	0.047	0.047	0.047	0.047	0.031~0.153
16 富山県(射水市)	0.047	0.047	0.047	0.047	0.047	0.047	0.047	0.047	0.047	0.047	0.047	0.029~0.147
17 石川県(金沢市)	0.048	0.054	0.059	0.059	0.057	0.055	0.054	0.051	0.048	0.048	0.048	0.0291~0.1275
18 福井県(福井市)	0.082	0.061	0.061	0.060	0.060	0.060	0.059	0.058	0.058	0.058	0.059	0.032~0.097
19 山梨県(甲府市)	0.057	0.057	0.060	0.059	0.062	0.060	0.058	0.058	0.058	0.058	0.059	0.040~0.064
20 長野県(長野市)	0.063	0.065	0.067	0.066	0.067	0.066	0.063	0.062	0.061	0.061	0.061	0.0299~0.0974
21 岐阜県(各務原市)	0.071	0.069	0.069	0.069	0.069	0.069	0.066	0.066	0.066	0.066	0.066	0.057~0.110
22 静岡県(静岡市)	0.048	0.050	0.049	0.048	0.046	0.046	0.046	0.046	0.046	0.046	0.046	0.0281~0.0765
23 愛知県(名古屋市中区)	0.058	0.057	0.055	0.054	0.050	0.049	0.046	0.044	0.041	0.040	0.040	0.035~0.074
24 三重県(四日市市)	0.043	0.043	0.040	0.037	0.035	0.034	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.0416~0.0789
25 滋賀県(大津市)	0.052	0.055	0.050	0.044	0.043	0.040	0.038	0.038	0.038	0.038	0.038	0.031~0.061
26 京都府(京都市)	0.056	0.056	0.053	0.051	0.049	0.046	0.043	0.043	0.043	0.043	0.043	0.042~0.061
27 大阪府(大阪市)	0.044	0.045	0.045	0.043	0.040	0.037	0.036	0.036	0.037	0.037	0.037	0.035~0.076
28 兵庫県(神戸市)	0.059	0.061	0.056	0.054	0.054	0.052	0.049	0.048	0.047	0.047	0.047	0.046~0.08
29 奈良県(奈良市)	0.045	0.049	0.053	0.050	0.047	0.044	0.043	0.043	0.043	0.043	0.043	0.031~0.056
30 和歌山県(和歌山市)	0.063	0.063	0.064	0.064	0.064	0.064	0.063	0.064	0.063	0.063	0.063	0.036~0.11
31 鳥取県(東伯郡)	0.037	0.036	0.037	0.037	0.037	0.037	0.038	0.038	0.038	0.038	0.038	0.033~0.079
32 島根県(松江市)	0.063	0.062	0.056	0.051	0.049	0.048	0.049	0.049	0.049	0.049	0.049	0.043~0.104
33 岡山県(岡山市)	0.054	0.052	0.049	0.049	0.048	0.049	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.035~0.069
34 広島県(広島市)	0.105	0.098	0.092	0.090	0.090	0.090	0.090	0.090	0.090	0.090	0.090	0.084~0.128
35 山口県(山口市)	0.044	0.046	0.046	0.048	0.048	0.048	0.048	0.048	0.048	0.048	0.048	0.037~0.067
36 徳島県(徳島市)	0.064	0.064	0.061	0.059	0.056	0.053	0.052	0.051	0.051	0.051	0.051	0.051~0.077
37 香川県(高松市)	0.061	0.059	0.055	0.054	0.051	0.049	0.049	0.048	0.048	0.048	0.048	0.045~0.074
38 愛媛県(松山市)	0.030	0.042	0.049	0.047	0.042	0.034	0.027	0.025	0.025	0.025	0.025	0.023~0.076
39 高知県(高知市)	0.048	0.048	0.048	0.048	0.048	0.048	0.048	0.048	0.048	0.048	0.048	0.034~0.079
40 福岡県(太宰府市)	0.049	0.055	0.056	0.047	0.041	0.040	0.039	0.039	0.039	0.039	0.039	0.037~0.086
41 佐賀県(佐賀市)	0.033	0.032	0.035	0.033	0.030	0.029	0.029	0.029	0.029	0.029	0.029	0.027~0.069
42 長崎県(大村市)	0.032	0.032	0.031	0.029	0.028	0.028	0.027	0.027	0.027	0.027	0.027	0.021~0.067
43 熊本県(宇土市)	0.057	0.063	0.064	0.062	0.054	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.048~0.085
44 大分県(大分市)	0.030	0.034	0.039	0.033	0.029	0.028	0.027	0.027	0.027	0.027	0.027	0.0243~0.0664
45 宮崎県(宮崎市)	0.035	0.041	0.040	0.036	0.035	0.035	0.034	0.034	0.034	0.034	0.034	0.0306~0.0943
46 鹿児島県(鹿児島市)	0.021	0.021	0.020	0.021	0.022	0.022	0.022	0.022	0.022	0.022	0.022	0.0133~0.0575
47 沖縄県(うるま市)												

\*宮城県では、測定実施場所が倒壊の危険性があるため測定不能。宮城県内のモニタリング結果は、宮城県原子力安全対策室HP(<https://www.pref.miyagi.jp/rentai/Press/H230315.html>)で公開  
 \*福島県では、モニタリングポスト周辺の空間線量が高いことから測定が困難であるが、その分のデータはモニタリングカーを用いて測定。  
 \*別資料の「福島第一原子力発電所の空間線量のモニタリング結果について(3月22日13:00現在)」参照。  
 \*本データは、 $1\mu\text{Sv/h}$ (マイクログローベルト毎時)と換算して算出  
 \*文部科学省が各都道府県等からの報告に基づき作成

# << 日常生活と放射線 >>



※ Sv【シーベルト】=放射線の種類による生物効果の定数(※) × Gy【グレイ】 ※ X線、γ線では 1